

適切な意思決定支援に関する指針

基本方針

当院では、人生の最終段階を迎える患者さんがその人らしい最期を迎えられるよう、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、多職種から構成される医療・ケアチームで、患者さんとその家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者さんの意思決定を尊重した医療・ケアの提供に努めます。

「人生の最終段階」の定義

- ・ がんの末期のように、予後が数日から長くとも 2～3 ヶ月と予測が出来る場合
- ・ 慢性疾患の急性増悪を繰り返し予後不良に陥る場合
- ・ 脳血管疾患の後遺症や老衰など数ヶ月から数年にかけ死を迎える場合

なお、どのような状態が人生の最終段階であるかは、患者さんの状態を踏まえて、多職種で構成される医療・ケアチームによって判断します。

人生の最終段階における医療・ケアの在り方

1. 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける患者さんが多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、患者さんによる意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めていきます。
また、医療・ケアチームは、患者さんの意思は変化しうるものであることを踏まえ、患者さんが自らの意思をその都度示し、伝えられるよう支援し、患者さんとの話し合いを繰り返し行います。
患者さんが自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて、患者さんとの話し合いを繰り返し行います。この話し合いに先立ち、患者さんは特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことも重要です。
2. 人生の最終段階における医療・ケアについては、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等、医療・ケアチームによって医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断します。
3. 医療・ケアチームにより可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、患者さん・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行います。
4. 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針では対象としません。

人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとします。

1. 患者さんの意思の確認ができる場合

- (1) 患者さんの状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行います。そのうえで、患者さんと医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた患者さんによる意思決定を基本とし、多職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行います。
- (2) 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて患者さんの意思は変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、患者さんが自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援を行います。この際、患者さんが自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いを繰り返し行います。
- (3) このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとします。

2. 患者さんの意思の確認ができない場合

患者さんの意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行います。

- (1) 家族等が患者さんの意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、患者さんにとっての最善の方針をとることを基本とします。
- (2) 家族等が患者さんの意思を推定できない場合には、患者さんにとって何が最善であるかについて、患者さんに代わる者として家族等と十分に話し合い、患者さんにとっての最善の方針をとることを基本とします。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行います。
- (3) 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、患者さんにとっての最善の方針をとることを基本とします。
- (4) このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとします。

3. 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記 1. 及び 2. の場合における方針の決定に際し、

- 医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
- 患者さんと医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
- 家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合

等については、医療・ケアチーム以外の複数の専門家を加えて話し合いを行い、方針等についての検討及び助言を行います。

附則

- 1.この指針は令和 6 年 5 月 16 日より施行する。